

調査票の変更案について

(2) その他 (①サービス関連産業Bとサービス関連産業Cの調査票の統合)

バーコード枠

経済センサス・活動調査 試験調査
【10】調査票(サービス関連産業B)
【11】調査票(サービス関連産業C)
令和6年10月1日 総務省・経済産業省

一般統計調査

この調査票は、統計法に基づき一般統計調査です。
調査の趣旨には同意をお願いしますので、おのれを記入してください。
この調査票は、統計法に基づき、調査目的に限定してのみ使用されます。また、インターネット上で調査票の記入情報は、別に記載したインターネット上の調査票にのみ対応します。
【調査票の記入のしかた】を多読して記入してください。

フリガナ
記入者氏名
電話番号

市区町村コード 市区区番号 事業所番号

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

1 単独事業所 2 本所・本社・本店 3 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数

(3) 企業全体の主な事業の内容

(4) 本所の正式名称・所在地

(変更案)

◆次回調査では旧特定サービス産業実態調査項目を廃止する予定であるため、サービスBとサービスCの調査票を統合。

◆該当する調査票の「」欄に「」でプレプリントすることでBとCを判別し、分類表を配り分ける。

⇒試験調査において審査事務等の観点から検証

5 この事業所の主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

(2) 生産品、取扱商品又は営業種目

6 経営組織

7 法人番号

消費税の税込み記入・税抜き記入の別

売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

事業別売上(収入)金額

12 設備投資の有無及び取得額

13 自家用自動車の保有台数

14 土地・建物の所有の有無

15 資本比率の種別及び外国資本比率

16 決算月

調査票の変更案について

(2) その他 (2) 「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

バーコード枠

経済センサス - 活動調査 試験調査
【18】事業所調査票 (卸売業、小売業)

9 年間商品販売額等

- 令和5年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、商品売賃に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本文店間移動の割合、国外販売(直接輸出)の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1)年間商品販売額

第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。ただし、代理・仲立手数料は、「(2)商品売賃に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)				又は割合(%)
		卸	小	共	計	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	

10~14欄については、第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

10 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット販売のみ)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

- ご用向きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

11 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している(売場面積の50%以上)

2 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
- 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- 売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

12 売場面積 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。単位は、平方メートル(1坪=3.306換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)

＜開店時刻＞ 1 年前 時 分 ~ 2 年前 時 分

＜閉店時刻＞ 1 年前 時 分 ~ 2 年前 時 分

【記入例:営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】
＜開店時刻＞ 午前 10 時 30 分 ~ 午後 0 時 30 分

2 終日営業(24時間営業)

【記入例:営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】
＜開店時刻＞ 午前 10 時 30 分 ~ 午後 0 時 30 分

- 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

(変更案)

◆日本標準産業分類の改訂で新設された分類「均一価格店」を正確に把握するために、「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

(参考)均一価格店の定義
(販売商品と同種商品の修理のみ)
該当する番号を○で囲み、「1」ある場合は、その修理料収入の無無
均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう (出所：日本標準産業分類 令和5年6月改定より)

(参考) 現在の均一価格店の調査状況

- どの事業所（個店）がどの産業分類に格付けされるかは、調査票上の「品目別販売額」、「セルフの有無」、「売場面積」、「営業時間」、「店舗形態」等の記入値をみて判断
- 現在の格付け方法は、主に「品目別販売額」の多寡によって産業分類を格付けている。

○現行の格付け方法の課題

→現行では上記の格付け方法に基づいて、「均一価格店」と思われる個店の多くは、多い順に以下のとおり格付けられている。

1. 5793_洋品雑貨・小間物小売業
2. 6099_他に分類されないその他の小売業
3. 6091_ホームセンター（注）
4. 6021_金物小売業
5. 6022_荒物小売業
6. 5893_飲料小売業

（注）ホームセンターとは
家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所（R3センサス-活動調査 記入の手引きより）



上記のような「品目別販売額」の多寡を基本とする格付け方法では、同じ均一価格店であるにもかかわらず、産業がバラバラに格付けられてしまう